



市の公認キャラクター

令和7年度

市民税
府民税

特別徴収のしおり

■お届けした書類

1. 令和7年度 市・府民税 特別徴収のしおり（本書）
2. 令和7年度 市・府民税 特別徴収税額通知書（納税者個人用）
3. 令和7年度 市・府民税 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
4. 納入書綴（必要な義務者のみ）



藤井寺市

総務部 税務課 市民税担当

〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL 072(939)1111(代表)
TEL 072(939)1060(課税)
TEL 072(939)1066(納税)
FAX 072(939)1134

納入書の記入のしかた

大阪府藤井寺市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 納入済通知書 (公)

市町村コード	口座番号	加入者名
272264	00950-3-960048	藤井寺市会計管理者
令和7年度	指定番号	納入金額(1) 円
272264		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和 年 月 日	督促手数料	
とりまとめ局 (〒539-8794) 大阪貯金事務センター (集)	合計額	
領収日付印	(特別徴収義務者) 住所(又は所在地)氏名(又は名称)	

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

上記のとおり通知します。受付店→三井住友銀行藤井寺支店→藤井寺市【市役所保管】

- (1) 当初の税額を納入金額(1)の欄に印字してありますので、納入金額に変更がなければ納入金額(2)の欄に記入せずに納めてください。
- (2) 転勤や退職などにより税額に変更があった場合や、残税額を一括徴収された場合などで、納入金額を訂正される場合は、納入金額(1)の金額を横線で抹消し、納入金額(2)の給与分の欄に正しい金額を記入してください。
- (3) 退職所得にかかる分離課税の所得割額を納入される場合は納入金額(2)の退職所得分の欄にその金額を記入してください。また、月割額もあわせて納入される場合は、必ず納入書裏面の納入申告書に退職者の明細を記入してください。
- (4) 納入金額(2)の欄に記入されたときは、納入金額(1)の金額を横線で抹消し、合計額も記入してください。
- (5) 予備の納入書を末尾に入れてありますので金額の誤記などがありましたら、徴収月などを記入のうえご利用ください。

〈一括徴収のお願い〉

令和8年1月1日から令和8年4月30日までの間に退職される方の残税額の徴収については、令和8年5月31日までに支払われる給与、または退職手当等からできるだけ一括徴収していただけるよう、ご協力をお願いいたします。

また、令和7年6月から令和7年12月までの退職者等についても、退職時に残税額を一括徴収して下さるようお願いいたします。

※外国人の方が帰国される場合も一括徴収していただくよう、ご協力をお願いいたします。

令和7年5月

特別徴収義務者様

大阪府藤井寺市長

令和7年度 市民税・府民税の特別徴収について

謹啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、市民税・府民税の特別徴収につきまして格段のご配慮とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度市民税・府民税につきまして、あなたを特別徴収義務者と指定させていただき関係書類を同封いたしましたので、下記事項をお含みのうえ一層のご協力をお願いいたします。

1. 関係書類

- (1) 令和7年度市民税・府民税特別徴収税額の通知書および納税者への通知書
- (2) 月割額の納入書(納入申告書)
- ~~(3) 口座振替銀行・郵便局の指定通知書~~
- ~~(4) 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書~~
- ~~(5) 特別徴収への切替依頼書~~
- ~~(6) 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書~~

※(1)および(2)は別添のとおりです。

但し、(2)については納入書を必要とされない旨の通知書をいただいている場合は同封していません。

給与所得者異動届書や特別徴収切替依頼書等は
別途、ダウンロードしてください

2. 納税者からの徴収

- (1) 令和7年6月(年度途中で通知を受け取った場合は、その通知書に月割額の記入されている最初の月)から令和8年5月まで、毎月給与支払の際に月割額を徴収してください。
- (2) 納税者が年度途中で住所を他の市町村へ変更されましても、引続き徴収してください。
- (3) 退職分離課税にかかる所得割額については、退職手当等の支払われる月に徴収してください。

3. 納 期 限

- (1) 特別徴収していただいた翌月の10日(この日が土曜日・日曜日・祝祭日等金融機関の非営業日のときは翌営業日)です。
- (2) 納期限までに納入されない場合、延滞金および督促手数料を負担していただくことがあります。必ず期限内に納めるようにしてください。

4. 納税者の異動についての手続き

(1) 転勤の場合

転勤等により勤務先が変わった場合でも、新しい勤務先で引き続いて特別徴収の方法によって徴収してください。この場合新たに給与等の支払いをすることとなった勤務先の名称と所在地、電話番号および何月分から徴収していただくことになるか、新しい勤務先へ連絡済であるかどうか(新しい勤務先には必ず連絡して下さい)、その他、必要事項を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」といいます。)を転勤等のあった月の翌月10日までに、提出してください。

ゆうちょ銀行・郵便局に納入される、近畿2府4県以外の特別徴収義務者で指定通知届が必要な場合は市民税担当（tel：072-939-1060）まで、お問い合わせください。

(2) 退職等の場合

特別徴収の方法によって納税している方が退職あるいは休職等により特別徴収ができなくなった場合、特別徴収税額のうち、給与から徴収できなかった税額は普通徴収の方法で納税者から直接納めていただきます。この場合、給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに「異動届出書」に退職した方の住所、氏名、特別徴収税額（年税額）、徴収済税額、未徴収税額、異動事由を記入し、1月1日から退職時までの給与支払額が記載された給与支払報告書を同封して市役所税務課市民税担当まで提出してください。

※記載のしかたは5ページにあります。

- (3) 特別徴収税額がない場合でも「異動届出書」に所定事項を記入して提出して下さるようお願いいたします。

5. 一括徴収の取扱いについて

- (1) 令和7年6月1日から令和7年12月31日までに退職される方の残税額はなるべく一括徴収してください。

また、令和8年1月1日から令和8年4月30日までに退職される方についても残税額は、一括徴収してください。

外国人の方が帰国される場合も一括徴収していただくよう、ご協力お願いいたします。

- (2) 一括徴収した税額は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

6. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に、退職等による「異動届出書」を受理したとき、また、その他の理由により特別徴収税額を変更した場合には、「特別徴収税額変更通知書」を送付いたしますので、これによって以後の月割額を徴収のうえ納入してください。

※納入書につきましては変更後の税額では再発行しませんので当初お送りしたものの金額を訂正して使用してください。

7. 納入取扱場所

市民税・府民税の納入については、藤井寺市役所、藤井寺市指定金融機関、藤井寺市収納代理金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局へお納めください。
~~ただし、ゆうちょ銀行・郵便局に納入される場合は指定通知書（次ページ）をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。~~

8. 納期の特例

給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合は、市長の承認を受けて給与支払いの際、徴収した特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。（すなわち、6月から11月までの分については、12月10日までに、12月から翌年5月までの分については、6月10日までにそれぞれ納入することができます。）

9. 延滞金の計算方法

納期限後にこの税金を納付する場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（これに1,000円未満の端数があるとき、又は、その金額が2,000円未満である時は、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項の規定する平均貸付割合を言う。）に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した延滞金（これに100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）を加算して納付してください。

10. その他

- (1) 特別徴収税額通知書の*印は、その欄が該当している場合で他は数字で表示してあります。
- (2) 納税者の年税額が5,300円以下の方につきましては、第1回目の月に全額徴収し、納入するよう計算してあります。

《納入取扱場所》

◎ 藤井寺市役所

◎ 下記金融機関の本店または支店

指定金融機関 三井住友銀行

収納代理金融機関

大阪南農業協同組合・みずほ銀行

大阪厚生信用金庫・大阪シティ信用金庫

大阪信用金庫・池田泉州銀行

近畿労働金庫・南都銀行

成協信用組合・大同信用組合

紀陽銀行

◎ ~~最寄りのゆうちょ銀行・郵便局（納期限内に限り
ます。）ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合
は、次の「指定通知書」にゆうちょ銀行店名また
は、郵便局名および口付を記入のうえ、最初の納
入の際に提出してください。~~

※ 金融機関等の合併・廃止により名称が一致しない
場合は、存続・譲渡先の金融機関に読み替えて下
さい。

※ コンビニエンスストアで納付いただくことはでき
ません。

上記の金融機関をご利用ください。

■市民税・府民税の税率及び控除等一覧表

◎税率

・均等割

市民税 3,000円 府民税 1,300円

・森林環境税（国税）1,000円

大阪府では、新たな森林保全対策を、緊急かつ集中的に実施するため、平成28年度から令和元年度までの4年間、個人市民税の均等割額に300円が加算されていました。
昨今の山火災等の発生や災害並みの被害の状況に鑑み、森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための災害の防止及び暑熱環境の改善に係る施策に必要な財源を確保するため、課税期間が令和9年度まで延長されました。

・所得割（総合課税分）

市民税 6% 府民税 4%

◎所得控除

種 別	控 除 額
雑 損 除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）

社会保険料控除等	支 払 金 額		控 除 額
	支 払 金 額	支 払 金 額	
新契約	12,000円以下のとき	全 額	
	12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	
	32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	
	56,000円超のとき	28,000円	
	15,000円以下のとき	全 額	
旧契約	15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	
	40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	
	70,000円超のとき	35,000円	
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）		
地震保険料控除	地 震 保 険 料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	5,000円以下のとき	全 額	
	旧長期契約	5,000円超 15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 一般	33万円	22万円	11万円
控 除 老人	38万円	26万円	13万円
所得金額	48万円以下	95万円以下	100万円以下
配 偶 者 特 別 控 除	95万円以下	33万円	22万円
	100万円以下	31万円	21万円
	105万円以下	26万円	18万円
	110万円以下	21万円	14万円
	115万円以下	16万円	11万円
	120万円以下	11万円	8万円
	125万円以下	6万円	4万円
	130万円以下	3万円	2万円
	133万円以下	1万円	
障害者控除（特別障害者）	26万円	一般	33万円
（同居特別障害者）	30万円	扶 養 老人	38万円
	53万円	控 除 特定	45万円
寡婦控除	26万円	控 除 同 居 老 親 等	45万円
ひとり親控除	30万円		
勤労学生控除	26万円		

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額				
合計課税所得金額が200万円以下の者				
次の①と②のいずれか少ない額の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額				
①下表の控除の端数に拠る控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額				
②合計課税所得金額				
合計課税所得金額が200万円超の者				
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額				
③下表の控除の端数に拠る控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額				
④合計課税所得金額から200万円を控除した金額				
控除の種類	金額	控除の種類	金額	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	950万円以下
障害者控除	普通 1万円	配 偶 者 控 除 一般	5万円	4万円
	特別 10万円	老人	10万円	6万円
同居特別	22万円	特別配 偶 者 控 除 48万円超 50万円未満	5万円	4万円
寡婦控除	1万円	特別配 偶 者 控 除 50万円超 55万円未満	3万円	2万円
ひとり親控除	父 1万円	扶 養 控 除 一般	5万円	老人 10万円
母 5万円	扶 養 控 除 特定	18万円	同 居 老 親 等	13万円
勤労学生控除	1万円			

◎税額控除（配当控除）

種 別	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和13年までであって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額				
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）				
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）				
市 民 税	3 / 5	府 民 税	2 / 5	

◎税額控除（配当割額又は株式譲渡所得割額の控除）

区 分	市 民 税	府 民 税
配当割又は株式譲渡所得割	3 / 5	2 / 5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、府民税は4%に相当する金額		
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金		
2 住所地の大阪府共同募金会又は日本赤十字社大阪府支部に対する寄附金		
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は藤井寺市の条例で定めるもの		
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は藤井寺市の条例で定めるもの		
ただし、1のうち特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、府民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)		
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額		割 合
0円以上 195万円以下		84.895%
195万円超 330万円以下		79.79%
330万円超 695万円以下		69.58%
695万円超 900万円以下		66.517%
900万円超 1,800万円以下		56.307%
1,800万円超 4,000万円以下		49.16%
4,000万円超		44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合

◎分離課税所得の税率

分 離 課 税 所 得 金 額	市 民 税	府 民 税
一般の長期譲渡所得	3%	2%
優良住宅地等の長期譲渡所得		
2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
2,000万円超の部分	3%	2%
居住用財産の長期譲渡所得		
6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
6,000万円超の部分	3%	2%
短期譲渡所得	5.4%	3.6%
(国等に対する譲渡の場合)	3%	2%
株式等に係る譲渡所得等	3%	2%
先物取引に係る雑所得等	3%	2%

【非課税】（藤井寺市）

- 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、合計所得金額が135万円以下の場合、均等割・所得割とも非課税となります。
- 合計所得金額が（本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数）×35万円+31万円以下（本人のみの場合は45万円以下）の場合、均等割が非課税
- 総所得金額等の合計額が（本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数）×35万円+42万円以下（本人のみの場合は45万円以下）の場合、所得割が非課税

給与所得者異動届書の記載の仕方

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届書										年度			
										1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
市町村長殿 令和 年 月 日提出		〔給与支払者〕 特別徴収	所在地	〒						特別徴収義務者 指定番号			
			フリガナ							宛名番号			
			氏名又は名称							所属 氏名			
			個人番号 又は法人番号	※①						担当 氏名			
			個人番号 又は法人番号	※①						※個人番号の記載は必須ではありません。記載する場合は必ず記載してください。	者先 電話	内線 ()	
給与 所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴 収税額の徴収方法				
	氏名												
	生年月日	年 月 日											
	個人番号												
	受給者番号												
	1月1日 現在の住所												
異動後の 住所	※②		円		円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転職・引当 3. 定年退職 4. 定額 5. 支払分額・不徴額 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
新しい 勤務先 (勤務先)	特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号						新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所在地	〒 ※③						担当 氏名					
	フリガナ							受給者番 号					
	氏名又は名称							電話	内線 ()				
1. 特別徴収継続の場合										納入書の要否 (納税の都合のみ記載) 右から 番号を1. 必要 2. 不要 記入			
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため						徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ※④ 月分(翌月10日納入期限分) 納入します。				
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						月 日	円					
3. 普通徴収の場合													
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため						※市町村記入欄						
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため												
3. 死亡による退職であるため													

給与支払者（特別徴収義務者）の情報を記載してください。特別徴収税額通知書でお知らせしました特別徴収指定番号、宛名番号を記載してください。

給与支払者の情報を記載してください。
税額については以下を記載してください。
(ア) 特別徴収税額通知書に記載された年税額
(イ) 徴収していただいた月割額の合計額
(ウ) 上記の(ア)から(イ)を差し引いた残額

転勤などで特別徴収を継続する場合、記載してください。新しい勤務先で徴収を開始する月の月割額と開始月の月割額を忘れずに記載してください。

一括徴収を希望する場合、記載してください。

- ※①：給与支払者の法人番号（個人番号）、給与所得者の個人番号を記載してください。
- ※②：令和7年1月1日現在の住所に変更がある場合、新しい住所を記載してください。
- ※③：転勤などで勤務先を変更する場合、新しい勤務先の所在地・名称を記載してください。
- ※④：一括徴収予定額を何月分で納入するか記載してください。
納入する際はその月の徴収額と合算して納入してください。（(ウ)と同額）